

2 文科高第 666 号
医政発 1030 第 15 号
令和 2 年 10 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（ただし、2 年課程の改正規定（別表三の二）については令和 4 年 4 月 1 日から施行。）。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、貴管内の学校又は養成所へ周知いただき、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。また、医療・介護分野においても、AI(Artificial Intelligence:人工知能)、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)等の情報通信技術(ICT)の導入が急速に進んできている。これらの変化に合わせて、患者をはじめとする対象のケアを中心的に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

こうした中、厚生労働省において平成30年4月から10回にわたり「看護基礎教育検討会」を開催し、現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討を重ね、令和元年10月に、カリキュラム改正案や教育体制及び教育環境について報告書がとりまとめられた。

また、文部科学省においては、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」を開催し、厚生労働省における検討会の動向に呼応して、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「規則」という。)の適用に関する課題と対応策について検討を行い、令和元年12月に報告書がとりまとめられた。

今回の改正は、これらを踏まえ、保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所及び准看護師学校養成所における教育内容の充実を図るため、カリキュラムを定める規則について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 保健師学校養成所カリキュラムの見直し(規則別表一)

- ① 総単位数を現行の「28単位」から3単位増の「31単位」とする。
- ② 「公衆衛生看護学」を現行の「16単位」から2単位増の「18単位」とする。
- ③ 「保健医療福祉行政論」を現行の「3単位」から1単位増の「4単位」とする。

(2) 助産師学校養成所カリキュラムの見直し(規則別表二)

- ① 総単位数を現行の「28単位」から3単位増の「31単位」とする。
- ② 「助産診断・技術学」を現行の「8単位」から2単位増の「10単位」とする。
- ③ 「地域母子保健」を現行の「1単位」から1単位増の「2単位」とする。

(3) 看護師学校養成所カリキュラムの見直し

1) 規則別表三

- ① 総単位数を現行の「97単位」から5単位増の「102単位」とする。
- ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1つにまとめて「専門分野」とする。
- ③ 「基礎分野」の区分の教育内容である「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数について、現行の「13単位」から1単位増の「14単位」とする。

- ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数について、現行の「15 単位」から1 単位増の「16 単位」とする。
 - ⑤「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護学」の単位数について、現行の「10 単位」から1 単位増の「11 単位」とする。
 - ⑥「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を現行の「4 単位」から2 単位増の「6 単位」とする。
 - ⑦「専門分野」の区分の教育内容である「成人看護学」「老年看護学」の臨地実習の単位数について、現行それぞれ「6 単位」と「4 単位」であったものから「合計4 単位」とする。
 - ⑧「専門分野」の区分の臨地実習について、総単位数の23 単位から各教育内容の単位数の合計17 単位を減じた6 単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず実習単位数を自由に設定することができることとする。
- 2) 規則別表三の二
- ① 総単位数を現行の「65 単位」から3 単位増の「68 単位」とする。
 - ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1 つにまとめて「専門分野」とする。
 - ③「基礎分野」の区分の教育内容である「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数について、現行の「7 単位」から1 単位増の「8 単位」とする。
 - ④「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を現行の「3 単位」から2 単位増の「5 単位」とする。
- 3) 規則別表三の三
- ① 総単位数を現行の専攻科「67 単位」から3 単位増の「70 単位」、合計「105 単位」から3 単位増の合計「108 単位」とする。
 - ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1 つにまとめて「専門分野」とする。
 - ③「専門基礎分野」の区分の教育内容である「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数について、専攻科と合計の単位数を、それぞれ現行の「8 単位」と「15 単位」から1 単位増の「9 単位」と「16 単位」とする。
 - ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「健康支援と社会保障制度」の単位数について、高等学校と合計の単位数を、それぞれ現行の「2 単位」と「7 単位」から1 単位減の「1 単位」と「6 単位」とする。
 - ⑤「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護学」の単位数について、専攻科と合計の単位数を、現行の「3 単位」と「11 単位」から1 単位増の「4 単位」と「12 単位」とする。
 - ⑥「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数について、それぞれ現行の専攻科「4 単位」と合計「4 単位」から、新

たに高等学校「1単位」を追加するとともに、専攻科1単位増の「5単位」の合計「6単位」とする。

- ⑦「専門分野」の区分の教育内容である「臨地実習」の「成人看護学」「老年看護学」の単位数について、現行の「成人看護学」の高等学校「3単位」と専攻科「4単位」の合計「7単位」、「老年看護学」の高等学校「2単位」と専攻科「2単位」の合計「4単位」であったものから、「臨地実習」の「成人看護学」「老年看護学」を合わせて、高等学校「2単位」、専攻科「2単位」の合計「4単位」とする。
 - ⑧「専門分野」の区分の臨地実習について、総単位数の26単位から各教育内容の単位数の合計17単位を減じた9単位については、各学校の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定することができることとする。
- (4) 准看護師学校養成所カリキュラムの見直し（規則別表四）
- ① 教育内容の区分について、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」としていたものを、それぞれ「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に改める。
 - ② 時間数の区分について、「講義」「実習」「合計」の区分を1つにまとめて「時間数」とする。
 - ③「基礎分野」の区分の教育内容について、「国語」「外国語」「その他」それぞれ35時間ずつであったものを、「論理的思考の基盤」「人間と生活・社会」それぞれ35時間ずつに改める。
 - ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「食生活と栄養」について、名称を「栄養」に改める。
 - ⑤「専門基礎分野」の区分の教育内容である「薬物と看護」について、名称を「薬理」に改めるとともに、時間数を現行の「35時間」から35時間増の「70時間」とする。
 - ⑥「専門基礎分野」の区分の教育内容である「感染と予防」について、「疾病の成り立ち」に含むこととし、「疾病の成り立ち」の時間数を現行の「70時間」から35時間増の「105時間」とする。
 - ⑦「専門基礎分野」の区分の教育内容である「看護と倫理」について、「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護」の「看護概論」に含むこととし、「看護概論」の時間数を現行の「35時間」から35時間増の「70時間」とする。
 - ⑧「専門基礎分野」の区分の教育内容である「患者の心理」について、「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護」の「基礎看護技術」に含むこととし、「基礎看護技術」の時間数を現行の「210時間」から35時間増の「245時間」とする。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日（令和4年度の入学生から新カリキュラムの適用）

ただし、2年課程の改正規定（別表三の二）については、令和4年4月1日施行（令和5年度入学生から新カリキュラムの適用）とする。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、看護師等

として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができることとする。

4. 実施にあたり留意すべき事項

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、改正省令の施行に伴い必要となる、学校又は養成所における学則の変更等について、遺漏のないよう当該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

以上

○ 文部科学省
厚生労働省 令第三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二号、第二十条第一号及び第二号、第二十一条第一号から第三号まで並びに第二十二条第一号及び第二号並びに保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項並びに第十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第二条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|------|-----|----|
|------|-----|----|

| | | |
|------------------|--------|-----------------|
| 公衆衛生看護学 | 一八（二六） | |
| 公衆衛生看護学概論 | 二 | |
| 個人・家族・集団・組織の支援 | | |
| 公衆衛生看護活動展開論 | 一六（二四） | 健康危機管理を含む。 |
| 公衆衛生看護管理論 | | |
| 疫学 | 二 | |
| 保健統計学 | 二 | |
| 保健医療福祉行政論 | 四（三） | |
| 臨地実習 | 五 | |
| 公衆衛生看護学実習 | 五 | 保健所・市町村での実習を含む。 |
| 個人・家族・集団・組織の支援実習 | 二 | 継続した指導を含む。 |
| 公衆衛生看護活動展開論実習 | | |
| 公衆衛生看護管理論実習 | 三 | |

| | |
|-----|---------|
| 合 計 | 三二 (二八) |
|-----|---------|

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表二（第三条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|-------|------|----|
| 基礎助産学 | 六（五） | |

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| <p>助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習</p> | <p>一〇 二 二 二 一</p> | <p>実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。</p> |
| <p>合 計</p> | <p>三一(三〇)</p> | |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第四条関係）

| 教 育 内 容 | | 単 位 数 |
|---------|---------------------------|-------|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | 一四 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 | 一六 |

| | | |
|------|-------------|------|
| | 健康支援と社会保障制度 | 六 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 一一 |
| | 地域・在宅看護論 | 六(四) |
| | 成人看護学 | 六 |
| | 老年看護学 | 四 |
| | 小児看護学 | 四 |
| | 母性看護学 | 四 |
| | 精神看護学 | 四 |
| | 看護の統合と実践 | 四 |
| | 臨地実習 | 一一三 |
| | 基礎看護学 | 三 |
| | 地域・在宅看護論 | 二 |
| | 成人看護学 | 四 |

| | | |
|----------|----------|---|
| 合 計 | 老年看護学 | 二 |
| | 小児看護学 | 二 |
| | 母性看護学 | 二 |
| | 精神看護学 | 二 |
| | 看護の統合と実践 | 二 |
| 一〇二(一〇〇) | | |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができらる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第

- 二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定に

より指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学

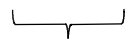
校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表三の二を次のように改める。

別表三の二（第四条関係）

| | | | 教 育 内 容 | 単 位 数 |
|--------|--------|---|-------------|-------|
| 基礎分野 | 基礎分野 | 基礎看護学 科学的思考の基盤 | 人間と生活・社会の理解 | 八 |
| 専門基礎分野 | 専門基礎分野 | 基礎看護学 科学的思考の基盤 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 | 〃 | 一〇 |
| 専門分野 | 専門分野 | 基礎看護学 科学的思考の基盤 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 | 〃 | 三三五六 |

| | |
|----------|----|
| 小児看護学 | 三 |
| 母性看護学 | 三 |
| 精神看護学 | 三 |
| 看護の統合と実践 | 四 |
| 臨地実習 | 一六 |
| 基礎看護学 | 二 |
| 地域・在宅看護論 | 二 |
| 成人看護学 | 四 |
| 老年看護学 | 二 |
| 小児看護学 | 二 |
| 母性看護学 | 二 |
| 精神看護学 | 二 |
| 看護の統合と実践 | 二 |



| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 二 | 二 | 二 | 二 | 四 | 二 | 二 | 一六 | 四 | 三 | 三 | 三 |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

合

計

六八

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている

歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

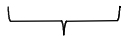
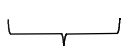
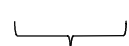
又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。

別表三の三（第四条関係）

| 基礎分野 | 教育内容 | 単位数 | |
|----------|------|------|-----|
| | | 高等学校 | 専攻科 |
| 科学的思考の基盤 | | 六 | 一〇 |
| | | | |
| | 合計 | 一六 | |

| | 専門基礎分野 | 専門分野 |
|-------------|--|--|
| 人間と生活・社会の理解 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 | 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 |
| | 一七  | 一〇 一 一 一 二 一 八 |
| | 五九  | 一六 四 四 三 三 三 四 五 四 |
| | 一六  | 二六 四 四 四 四 四 六 六 二 |

| | | | | | | | |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 合 計 | | | | | | | |
| | 看護の統合と実践 | 精神看護学 | 母性看護学 | 小児看護学 | 老年看護学 | 成人看護学 | 基礎看護学 |
| | | | | | | 地域・在宅看護論 | |
| 三八 | | | | | 二 | | 三 |
| 七〇 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | | 二 |
| 一〇八 | 二 | 二 | 二 | 二 | 四 | | 三 |

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課

程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

三 臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四を次のように改める。

別表四（第五条関係）

| | | 教 育 内 容 | 時 間 数 |
|--------|----|-----------|-------|
| 基礎分野 | | 論理的思考の基盤 | 三五 |
| | | 人間と生活・社会 | 三五 |
| 専門基礎分野 | | 人体の仕組みと働き | 一〇五 |
| | 栄養 | | 三五 |

| | 専門分野 |
|--------------------------------------|--|
| 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 | 基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習 |
| 三五 一〇五 七〇 | 二一〇 七〇 二四五 七〇 三八五 七〇 七〇 七〇 七三五 |

| | | | | | |
|--------|------|------|------|------|------|
| 合 計 | 精神看護 | 母子看護 | 老年看護 | 成人看護 | 基礎看護 |
| | 七〇 | 七〇 | 三八五 | | 二一〇 |
| 一八九〇 | | | | | |

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三の二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表一（第二条関係）

別表一（第二条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|------------------|--------|-----------------|
| 公衆衛生看護学 | 一八（二六） | |
| 公衆衛生看護学概論 | 二 | |
| 個人・家族・集団・組織の支援 | 一六（一四） | |
| 公衆衛生看護活動展開論 | | |
| 公衆衛生看護管理論 | | 健康危機管理を含む。 |
| 疫学 | 二 | |
| 保健統計学 | 二 | |
| 保健医療福祉行政論 | 四（三） | |
| 臨地実習 | 五 | 保健所・市町村での実習を含む。 |
| 公衆衛生看護学実習 | 五 | 継続した指導を含む。 |
| 個人・家族・集団・組織の支援実習 | 二 | |
| 公衆衛生看護活動展開論実習 | 三 | |
| 公衆衛生看護管理論実習 | | |
| 合計 | 三一（二八） | |

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|------------------|--------|-----------------|
| 公衆衛生看護学 | 一六（二四） | |
| 公衆衛生看護学概論 | 二 | |
| 個人・家族・集団・組織の支援 | 一四（一二） | |
| 公衆衛生看護活動展開論 | | |
| 公衆衛生看護管理論 | | 健康危機管理を含む。 |
| 疫学 | 二 | |
| 保健統計学 | 二 | |
| 保健医療福祉行政論 | 三（二） | |
| 臨地実習 | 五 | 保健所・市町村での実習を含む。 |
| 公衆衛生看護学実習 | 五 | 継続した指導を含む。 |
| 個人・家族・集団・組織の支援実習 | 二 | |
| 公衆衛生看護活動展開論実習 | 三 | |
| 公衆衛生看護管理論実習 | | |
| 合計 | 二八（二五） | |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対するの教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対するの教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|--|--------------------------------|--|
| 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習 | 六(五) 一〇 二 二 一 一 | |
| 合計 | 三一(三〇) | 実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。 |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

| 教育内容 | 単位数 |
|-------------------------|-----|
| 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | 一四 |

別表二（第三条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|--|-------------------------------|--|
| 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習 | 六(五) 八 二 一 一 一 | |
| 合計 | 二八(二七) | 実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。 |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

| 教育内容 | 単位数 |
|-------------------------|-----|
| 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | 一三 |

| | | | |
|---|--------|--|--|
| | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 | 六 一 六 |
| | 専門分野 | 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 | 一 一 六 四 四 四 四 四 二 三 三 |
| 合 | | | 一〇二(一〇〇) |
| | 計 | | 二 二 二 二 四 二 三 三 四 四 四 四 六 一 一 六 |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

| | | | |
|---|---------|--|---|
| | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 | 一 五 六 |
| | 専門分野 I | 基礎看護学 臨地実習 | 一 三 〇 |
| | 専門分野 II | 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 | 三 三 六 四 四 四 四 一 六 六 |
| 合 | 統合分野 | 在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践 | 四 四 四 二 二 二 四 六 六 四 四 四 四 六 一 一 六 |
| | 計 | | 九七 |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

- 二 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- 又 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

- 線技師養成所
- 二 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- 又 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 三 (新設) 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- (新設)

別表三の二（第四条関係）

| 教 | 育 | | 単位数 |
|-------------|----------|---------------|-----|
| | 内 | 容 | |
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 人間と生活・社会の理解 | 八 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 一〇 |
| 健康支援と社会保障制度 | | | 四 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | | 六 |
| | 地域・在宅看護論 | | 五 |
| | 成人看護学 | | 三 |
| | 老年看護学 | | 三 |
| | 小児看護学 | | 三 |
| | 母性看護学 | | 三 |
| | 精神看護学 | | 三 |
| | 看護の統合と実践 | | 四 |
| | 臨地実習 | | 一 |
| | 基礎看護学 | | 六 |
| | 地域・在宅看護論 | | 二 |
| | 成人看護学 | | 二 |
| | 老年看護学 | | 二 |
| | 小児看護学 | | 二 |
| | 母性看護学 | | 二 |
| | 精神看護学 | | 二 |
| | 看護の統合と実践 | | 二 |
| 合 | | | 六八 |
| 計 | | | |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし

別表三の二（第四条関係）

| 教 | 育 | | 単位数 |
|-------------|----------|---------------|-----|
| | 内 | 容 | |
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 人間と生活・社会の理解 | 七 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 一〇 |
| 健康支援と社会保障制度 | | | 四 |
| 専門分野 I | 基礎看護学 | | 六 |
| | 臨地実習 | | 二 |
| 専門分野 II | 成人看護学 | | 三 |
| | 老年看護学 | | 三 |
| | 小児看護学 | | 三 |
| | 母性看護学 | | 三 |
| | 精神看護学 | | 三 |
| | 臨地実習 | | 一 |
| | 成人看護学 | | 二 |
| | 老年看護学 | | 二 |
| | 小児看護学 | | 二 |
| | 母性看護学 | | 二 |
| | 精神看護学 | | 二 |
| 統合分野 | 在宅看護論 | | 三 |
| | 看護の統合と実践 | | 四 |
| | 臨地実習 | | 四 |
| | 在宅看護論 | | 二 |
| | 看護の統合と実践 | | 二 |
| 合 | | | 六五 |
| 計 | | | |

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし

し、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

し、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三（第四条関係）

| 教育内容 | 単位 | | 合計 |
|--------|------|-----|----|
| | 高等学校 | 専攻科 | |
| 基礎分野 | 6 | 10 | 16 |
| 専門基礎分野 | 7 | 9 | 16 |
| 専門分野 | 8 | 12 | 20 |
| 合計 | 21 | 31 | 52 |

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合

別表三の三（第四条関係）

| 教育内容 | 単位 | | 合計 |
|---------|------|-----|----|
| | 高等学校 | 専攻科 | |
| 基礎分野 | 6 | 10 | 16 |
| 専門基礎分野 | 7 | 8 | 15 |
| 専門分野 I | 8 | 11 | 19 |
| 専門分野 II | 2 | 4 | 6 |
| 統合分野 | 5 | 7 | 12 |
| 合計 | 28 | 40 | 68 |

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款第一項の規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合

| | | | | |
|-------------------------|---|------|------|----|
| 備考 演習及び校内実習は講義に含まれる。 | 合 | 精神看護 | | |
| | 計 | | 一一五五 | 七〇 |
| | | | 七三五 | 七〇 |
| | | | 一八九〇 | 七〇 |